「多文化共生社会かながわ」の実現に向けて

外国籍県民かながわ会議(第2期) 最終報告

2002(平成14)年10月

神奈川県知事 岡崎 洋様

外国籍県民かながわ会議 委員長 潘 民 生

外国籍県民かながわ会議(第2期)最終報告について

第2期の外国籍県民かながわ会議は、14の国・地域の20名の外国籍の委員により構成され、2000 年11月にスタートしました。

この会議では、第1期と同様に、教育文化と社会生活の2つの部会を設置し、身近な問題から国の法制度まで、外国籍県民として日頃感じていることについて、2年間にわたり話し合いました。 2001年10月には、それまで1年間の協議内容を中間報告として取りまとめ、その後は、オープン会議を開催し、様々な方々から広く意見を聞くなど、協議を深めてきました。

そして、このたび、2年間にわたる協議の結果を最終報告として取りまとめました。この最終報告では、是非とも、施策化して欲しい事項などについての提言及び第1期の提言のうち、さらなる取組が必要と思われる事項についての意見などをまとめました。

また、提言には、行政に対するものだけではなく、外国籍県民自身に対する提言も含まれています。これは、「多文化共生社会かながわ」の実現を目指して、行政、地域社会そして外国籍県民が連携し、協働して、取り組む必要があるとの考えからです。

私たちは、出身国・地域の違いはあっても、神奈川に住む外国籍県民として、住みやすい神奈川を望む気持ちはそれぞれ皆同じですので、これら提言や意見について、県内に住む154の国・地域、13万5千人の外国籍県民共通の願いとしてお聞き届けいただき、県政に反映くださるよう御尽力をお願いします。

1 知事への提言

(1) 提言の背景・経緯

県内の外国人登録者数は、年々増加し、2001年12月末現在の登録者数は13万5千人を超え、 県民の63人に1人が外国籍県民という状況になっています。そのような中、この外国籍県民 かながわ会議や川崎市が設置している外国人市民代表者会議は、外国籍住民が行政に対して 意見を述べる機会を確保し、行政参加を促進している点など、「平和な多文化共生社会」の 実現に向け、非常に大きな役割を果たしております。

私たちは、第1期で協議された課題を念頭に置き、さらにそれらを掘り下げるほか、別の課題についても協議を行ってきましたが、協議を進めている過程で、外国籍県民が生活していく上での様々な問題が見えてきました。

まず、外国籍県民全体に係る課題としては、社会的な差別や偏見から、オールドカマー、 ニューカマー双方に対して、今なお就職差別が残っているということがあります。また、外 国籍の子ども達は、単に外国籍であるということ、日本人と違った生活習慣や文化を持って いることでいじめを受け、自分のアイデンティティを確立するのが難しい状況に置かれてい ることなどがあります。

さらに、外国籍県民にとって必要な情報を伝達する方法が確立していないことから、行政が外国籍県民にとって有益なサービスを提供していても、その情報が伝わらないため、そのサービスが十分に活用されていないということがあります。外国籍県民の抱える問題のうち、情報がそれを必要とする受け手に伝達されれば、すぐに解決される問題も多くあると考えられます。

その他、オールドカマーにとっては高齢化が進んでいく中で多くの高齢者が無年金状態であるということが大きな問題となっており、ニューカマーにとってはその日本語能力から生じる教育、就職、医療などの問題が大きな課題となっています。

こうした課題に対して、外国籍県民にとって住みやすい神奈川は、日本人にとっても住みやすい神奈川であるはずだとの考え方に基づき、私たち外国籍県民の大きな願いである「平和な多文化共生社会」の実現のため、委員全員の共通の意見として提言を取りまとめました。

なお、提言の中には、県だけではなく、国や市町村の施策に関連するものも含まれていますが、その趣旨を理解し、少しでも課題の解決が図られるよう様々な機会を通じて私たちの考え方を国や市町村に伝えてもらいたいと考えます。

(2) 提言項目一覧

教育文化部会からの提言

「多文化共生教育」の推進について

提言 1 国際理解教室や総合的な学習の時間においては、様々な国・民族、特に、学校に在籍する外国籍児童・生徒の国・民族の生活、文化を理解し、それを学校全体で受け入れられるようにするなど、「多文化共生教育」を推進する。

提言 2 国際教室を外国籍児童・生徒の生活、文化などを他の児童・生徒が理解する場として活用するなど、国際教室と国際理解教室の連携を図り、「多文化共生教育」を推進する。

提言 3 国際理解教室や総合的な学習の時間に、地域に住む外国籍県民を積極的に参加させるなど、地域に根ざした「多文化共生教育」を推進する。

外国籍の子どものアイデンティティの確立について

提言 4 外国籍の子どもがアイデンティティを確立し、自分の生活や文化に自信を持って生きていくために、学校だけではなく、各地域で「多文化共生教育」を行うなど、多文化共生を受け入れる環境づくりを推進する。

国際教室について

提言 5 公立義務教育諸学校の教職員定数に関して、国際教室担当教員を配置する際の外国籍児童・生徒数要件の緩和を国に要望するとともに、県から市町村への補助を充実するなど、 外国籍児童・生徒に対する教育施策を推進する。

提言 6 国際教室に、外国籍児童・生徒の母語の分かる教員を配置するよう努める。

日本語指導等協力者について

提言 7 日本語指導等協力者を増員するとともに、日本語指導等協力者が外国籍児童・生徒からの相談に責任を持って対応できるようにするなど、日本語指導等協力者の役割及び勤務条件の見直しを市町村教育委員会に要請する。

提言 8 日本語指導等協力者に対する研修を実施したり、日本語指導等協力者同士が情報交換する場を設置するなど、日本語指導等協力者に関する施策を充実する。

高校入試制度の改善について

提言 9 外国籍生徒が高校に入学しやすくなるように、公立高校の在県外国人特別募集の志願資格を緩和したり、実施校数や募集人員を増やすなど、高校入試制度を改善する。

社会生活部会からの提言

外国人登録証の常時携帯義務について

提言10 外国人登録証の常時携帯義務の廃止を引き続き国に要請する。

年金制度について

提言11 かつて、日本の年金制度には、国籍条項があり、外国人は年金に加入できなかった ことを踏まえ、高齢の外国人の無年金者について救済措置を講ずるとともに、短期在留外国 人に対する脱退一時金制度を充実することを国に要請する。

提言12 年金制度について、社会保険事務所への多言語相談窓口の設置を神奈川社会保険事 務局に要請する。

外国の運転免許の切替について

提言13 外国の運転免許を日本の運転免許へ切り替える際の審査基準を明確にするとともに、 切り替え申請を迅速に処理することを神奈川県警察本部に要請する。

提言14 外国の運転免許を日本の運転免許へ切り替える際の滞在要件について、母国で免許 を取得した場合には、母国での滞在期間要件を免除することを国に要請する。

印鑑登録制度について

提言15 印鑑登録に関するわかりやすいマニュアルを多言語で作成するなど、外国人に対して、印鑑登録制度の周知を図る。

雇用環境の整備について

提言16 就職差別や職場における待遇面での差別をしないよう民間企業への普及啓発を進めるなど、外国人の雇用環境を整備する。

インドシナ難民に対する継続的支援について

提言17 インドシナ難民支援事業を継続するとともに、インドシナ難民の相談窓口の増設や 居場所・交流の場を確保するなど、インドシナ難民支援事業をさらに充実することを国に要 請する。

教育文化部会・社会生活部会共通の提言

外国籍住民の行政への参加促進について

提言18 外国籍住民から直接意見を聴くための外国籍県民かながわ会議のような場が国及び 県内市町村に広がるようにするなど、外国籍住民の行政への参加促進に努める。

相談体制の充実について

提言19 教育やDV(ドメスティック・バイオレンス)などについて、外国籍県民が気軽に 母語で相談ができるようにするなど、外国籍県民の立場に立った相談システムの整備を推進 する。

情報の伝達方法について

提言20 情報伝達について、市町村やNGOと連携をとりながら、外国籍県民に確実に情報が伝わる方法を確立する。

提言21 インターネットの県ホームページに、外国籍県民にとって必要な情報を多言語で掲載する。

(3) 教育文化部会からの提言

「多文化共生教育」の推進について

提言 1 国際理解教室や総合的な学習の時間においては、様々な国・民族、特に、学校に在籍する外国籍児童・生徒の国・民族の生活、文化を理解し、それを学校全体で受け入れられるようにするなど、「多文化共生教育」を推進する。

提言 2 国際教室を外国籍児童・生徒の生活、文化などを他の児童・生徒が理解する場として活用するなど、国際教室と国際理解教室の連携を図り、「多文化共生教育」を推進する。

提言 3 国際理解教室や総合的な学習の時間に、地域に住む外国籍県民を積極的に参加させるなど、地域に根ざした「多文化共生教育」を推進する。

(理由・背景)

学校で、外国籍児童・生徒が孤立したり、生き生きと学校生活を送れない理由としては、 日本語能力の問題のほか、自分の生活習慣などが他の人と違うことを恥ずかしく思い、友だ ちの輪に入れなかったり、また、そのことでいじめられたりすることなどが挙げられる。

国籍、民族、出身地域、言語、文化などの違いを認め、お互いを受け入れ、尊重しあうことを学ぶ「多文化共生教育」が浸透し、学校全体で、外国籍児童・生徒それぞれの生活習慣、文化などを理解し、それを受け入れるようにならなければ、外国籍児童・生徒が自信を持って、自分のアイデンティティを発揮しながら学校生活を送ることはできない。

そこで、単に欧米を中心とした外国文化を教える国際理解教育ではなく、自らの文化を理解したうえで、様々な国・民族、特に、学校に在籍する外国籍児童・生徒の国・民族の生活、文化を理解し、それを受け入れられるようにするなど、「多文化共生教育」を推進する必要がある。

なお、学校に在籍する外国籍児童・生徒の国・民族の生活、文化を理解するためには、国際教室を外国籍児童・生徒だけが勉強する場と考えるのではなく、外国籍児童・生徒の生活、文化などを他の児童・生徒が理解する場として活用するなど、国際教室と国際理解教室の連携を図り、「多文化共生教育」を推進することも必要である。

また、「総合的な学習の時間」で国際理解教育を実施する際には、欧米人だけではなく、 地域に多く住むアジアや南米出身の外国籍県民を参加させ、身近な所から、地域の「多文化 共生教育」を推進すべきである。

「総合的な学習の時間」に外国籍県民が参加できるようにすれば、外国籍県民の積極的な地域参加の促進にもつながり、地域からの国際交流の推進という点においても、効果的である。

外国籍の子どものアイデンティティの確立について

提言 4 外国籍の子どもがアイデンティティを確立し、自分の生活や文化に自信を持って生きていくために、学校だけではなく、各地域で「多文化共生教育」を行うなど、多文化共生を受け入れる環境づくりを推進する。

(理由・背景)

外国籍の子どもは、学校の国際教室などで、日本の生活に適応できるよう教育を受けるが、

家庭では、自分の母国、あるいは、民族の伝統や文化を継承しながら生活している。

それは、ニューカマーに限らず、オールドカマーの子どもたちも同じである。

日本では、差別やいじめの問題から、外国籍であることを隠し、通称名で学校に通う児童・生徒が多く存在するとともに、日本国籍を取得した人たちの中には、外国籍であったことを隠し続ける人もいる。

外国籍の子どもが自分のアイデンティティを確立し、自分の生活や文化に自信を持って 生きていくためには、学校だけでなく、地域社会においても、それを受け入れられる環境が 整っていなくてはならない。

そこで、学校教育だけではなく、(財)神奈川県国際交流協会で実施している「地球市民学習」をはじめ、母語教室、料理教室等を各地域で行うなど、地域社会における「多文化共生教育」を推進する必要がある。

国際教室について

提言 5 公立義務教育諸学校の教職員定数に関して、国際教室担当教員を配置する際の外国籍児童・生徒数要件の緩和を国に要望するとともに、県から市町村への補助を充実するなど、 外国籍児童・生徒に対する教育施策を推進する。

提言6 国際教室に、外国籍児童・生徒の母語の分かる教員を配置するよう努める。

(理由・背景)

日本語指導が必要な外国籍児童・生徒にとって、担当教員を配置した国際教室で行っている日本語指導、授業は、有効な教育方法と考えられる。

しかし、日本語指導が必要な外国籍児童・生徒が在籍するすべての学校で、国際教室が設置されているわけではない。

これは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の規定により、文部科学省では、外国籍児童・生徒の在籍数が一定数以下の学校は、担当教員の配置の対象としていないためであるが、学校に日本語指導が必要な外国籍児童・生徒がひとりでもいれば、その外国籍児童・生徒に対する指導は必要である。

そこで、より多くの学校で国際教室を設置し、担当教員を配置できるよう、外国籍児童・ 生徒数に係る要件の緩和を、県から国に働きかける必要がある。

また、一方で、外国籍児童・生徒の在籍数が一定数以下の学校にあっても、独自の取組として、国際教室を設置したり、日本語指導等協力者、相談者を学校に派遣している市町村があるので、県としては市町村への補助を充実させ、外国籍児童・生徒に対する教育施策を推進すべきである。

また、外国籍児童・生徒が在籍する学校にあっては、学校全体、全教員が一体となった受け入れ体制を取るとともに、国際教室が、その児童・生徒のアイデンティティを発揮できる場として、そして、心のよりどころとなる場にすべきである。

そのためには、国際教室に、外国籍児童・生徒の母語の分かる教員を配置するよう努める必要がある。

日本語指導等協力者について

提言 7 日本語指導等協力者を増員するとともに、日本語指導等協力者が外国籍児童・生徒からの相談に責任を持って対応できるようにするなど、日本語指導等協力者の役割及び勤務条件の見直しを市町村教育委員会に要請する。

提言 8 日本語指導等協力者に対する研修を実施したり、日本語指導等協力者同士が情報交換する場を設置するなど、日本語指導等協力者に関する施策を充実する。

(理由・背景)

日本語指導を必要とする外国籍児童・生徒に対して行う日本語指導、親への情報伝達など、 日本語指導等協力者の果たす役割は大きいが、その人数、指導時間が十分とはいえない。

日本語指導等協力者は、日本語指導のほか、教員から外国籍児童・生徒の親への通知の翻訳などを依頼されたり、外国籍児童・生徒から、学校生活に関することなど、いろいろな相談を受けることが多くある。

しかし、日本語指導等協力者にとって、相談業務などは本来業務とされていないだけではなく、正規の勤務時間が短いため、時間外に、外国籍児童・生徒の相談に対応しているのが現状である。それでも、すべての外国籍児童・生徒の相談に対応しきれない。

日本語指導を必要とする外国籍児童・生徒にとっては、母語での学習支援や母語により気軽に相談できることは、非常に大切なことである。

そこで、日本語指導等協力者を増員するとともに、日本語指導等協力者が外国籍児童・生徒からの相談に責任を持って対応できるようにするなど、日本語指導等協力者の役割及び勤務条件の見直しを市町村教育委員会に働きかける必要がある。

また、一方で、日本語指導等協力者が、日本語指導、親への情報伝達などに係る支援を行う際、また、外国籍児童・生徒からの相談に対応する際に、各学校での事例などを事前に把握していれば、限られた勤務時間を有効に使うことができ、外国籍児童・生徒に対する教育効果が上がると考えられる。

そこで、日本語指導等協力者に対する研修の実施、あるいは、協力者同士が情報交換する場を設置するなど、日本語指導等協力者に関する施策の充実について、県及び市町村で検討を行うことも必要である。

高校入試制度の改善について

提言 9 外国籍生徒が高校に入学しやすくなるように、公立高校の在県外国人特別募集の志願資格を緩和したり、実施校数や募集人員を増やすなど、高校入試制度を改善する。

(理由・背景)

神奈川県内における、平成13年3月の高校進学率は、97.0%であるが、外国籍生徒の多くは、高校進学を希望しても、日本語能力が不十分なこと、また、その日本語能力のため、学習内容を理解することが難しいことなどから、なかなか入学できないのが現状である。

このことは、ここ数年、中学校に在籍する外国籍生徒数が1700~1800人前後で推移しているのに対して、高校に在籍する外国籍生徒数が700~800人前後で推移していることからも、容易に推測される。

県立高校には在県外国人特別募集枠があるが、来日後3年以内という要件が厳しいうえに、

実施校数、募集人員も少ない。

高校に入学できない子どもは、中学卒業後、就職先もなく、社会から受け入れられず、中には非行に走る子どもも出てくる。

また、日本語能力が十分でないニューカマーの外国籍生徒にとっては、在県外国人特別募集枠を設けている高校が少ないため、高校に進学できたとしても、自分の適正にあった教育を受けられない可能性がある。

そこで、そのような弊害をなくし、外国籍生徒が高校に入学しやすくなるように、公立高校の在県外国人特別募集の志願資格を緩和したり、実施校数や募集人員を増やすなど、高校入試制度を改善する必要がある。

(4) 社会生活部会からの提言

外国人登録証の常時携帯義務について

提言10 外国人登録証の常時携帯義務の廃止を引き続き国に要請する。

(理由・背景)

日本人の場合、身分証明書の常時携帯は何ら義務付けられていない。

それに対して、外国人は、外国人登録法の定めによって、外国人登録証の常時携帯義務があり、違反者に対しては罰則が科されている。

このことは、外国人にとって、不公平感や疎外感をもたらしている。

また、外国人登録証は非常に重要なものであり、常時携帯義務には、紛失への不安が常に つきまとうので、各種手続などで必要な場合のみ、外国人登録証を持参すればよいという制 度にすべきである。

そこで、外国人登録法を改正し、外国人登録証の常時携帯義務を廃止することを引き続き 国に要請する必要がある。

年金制度について

提言11 かつて、日本の年金制度には、国籍条項があり、外国人は年金に加入できなかった ことを踏まえ、高齢の外国人の無年金者について救済措置を講ずるとともに、短期在留外国 人に対する脱退一時金制度を充実することを国に要請する。

提言12 年金制度について、社会保険事務所への多言語相談窓口の設置を神奈川社会保険事 務局に要請する。

(理由・背景)

かつて、日本の年金制度には国籍条項があり、外国人は年金に入りたくても入れない状態であった。このため、今日では多くの高齢のオールドカマーが無年金状態にある。

多くの地方自治体では福祉給付金制度を設け、無年金状態の高齢のオールドカマーの救済を図っているが、年金に比べて支給額は非常に低くなっており、不十分な金額となっている。

これに対しては、国籍条項があったがゆえに年金に加入することができず、無年金状態に あるという事情を十分に考慮すべきである。

その一方、ニューカマーの短期在留外国人の場合、月々の年金の掛金を払っていても、帰国のために年金を脱退しなければならなくなる可能性が高い。

しかし、掛金の納付期間が36ヶ月以上であれば、年金を脱退した際に支払われる脱退一時 金の金額は一定であるため、掛金の多くが掛け損となってしまう事態も生じている。

そこで、高齢の外国人の無年金者について救済措置を講ずるとともに、短期在留外国人に対する脱退一時金の上限を引き上げるなど、制度の充実を国に要請する必要がある。

また、年金に関する制度は日本人にとっても非常に複雑であり、外国人にとってはより一層わかりづらくなっている。

そのため、社会保険事務所への多言語相談窓口の設置を神奈川社会保険事務局に要請することも必要である。

外国の運転免許の切替について

提言13 外国の運転免許を日本の運転免許へ切り替える際の審査基準を明確にするとともに、 切り替え申請を迅速に処理することを神奈川県警察本部に要請する。

提言14 外国の運転免許を日本の運転免許へ切り替える際の滞在要件について、母国で免許 を取得した場合には、母国での滞在期間要件を免除することを国に要請する。

(理由・背景)

外国の運転免許を日本の運転免許に切り替える際、特定の20カ国については、実技及び学 科試験が免除されるが、それ以外の国は切り替え試験を受ける必要がある。

しかし、免許切り替え試験の申請をしても、審査に時間がかかったり、審査の結果、申請が受理されないなど、なかなか試験を受けるまでにたどり着けないケースが見受けられる。

さらに、審査が通らなかった際に理由が示されないことや、都道府県間で申請に対する審査準にばらつきがあることも見受けられる。

そこで、運転免許を切り替える際の審査基準を明確にするとともに、切り替え申請から申請受理までの期間の短縮化を図ることについて、神奈川県警察本部に要請する必要がある。

また、日本在住者が外国で取得した運転免許を日本の運転免許に切り替える際には、免許の発行された国に3カ月以上滞在していることが必要となっている。

日本にもペーパードライバーと言われる人がいるように、一概に滞在期間が長ければ、運転能力が高いとは言えないため、この滞在期間要件の必要性はあまり感じられない。

ただし、この滞在期間要件をすべて撤廃した場合には、日本人、外国人ともに、日本と比べて免許取得が著しく簡単な国で免許を取得し、それを日本の運転免許に切り替える人が激増することが予想され、日本の運転免許制度を根本から揺るがす問題となるであろう。

そこで、要件を撤廃するのではなく、母国で免許を取得した場合には、母国での滞在期間 要件を免除することを国に要請すべきである。

印鑑登録制度について

提言15 印鑑登録に関するわかりやすいマニュアルを多言語で作成するなど、外国人に対して、印鑑登録制度の周知を図る。

(理由・背景)

日本で生活していく中で、外国人にも実印が必要となる場合がいろいろと生じる。

しかし、外国人にとって、印鑑登録制度は、なじみがないとともに、外国人登録した文字によって、印鑑登録する際に使用できる文字の種類が決まってしまうなど、外国人にとって、印鑑登録制度には分かりにくい部分がある。

そこで、印鑑登録に関するわかりやすいマニュアルを多言語で作成するなど、外国人に 対して、印鑑登録制度の周知を図る必要がある。

なお、県としては、印鑑登録に関する多言語マニュアルについて、全県的マニュアル案 を作成するなど、各市町村間で統一的な内容となるよう努める必要がある。

雇用環境の整備について

提言16 就職差別や職場における待遇面での差別をしないよう民間企業への普及啓発を進めるなど、外国人の雇用環境を整備する。

(理由・背景)

現在の不景気によって、日本人の就職も厳しいものとなっているが、外国人の就職はより 一層厳しさを増している。

また、神奈川県外国籍住民生活実態調査結果でも明らかにされているとおり、日本社会では、まだまだ外国人に対する就職差別が根強く残っているとともに、職場における待遇面での差別がある。

そこで、企業等を対象とした就職差別問題啓発セミナーを継続的に行うなど、国、県、市町村が協力しながら外国人の雇用環境を整備する必要がある。

インドシナ難民に対する継続的支援について

提言17 インドシナ難民支援事業を継続するとともに、インドシナ難民の相談窓口の増設や 居場所・交流の場を確保するなど、インドシナ難民支援事業をさらに充実することを国に要 請する。

(理由・背景)

インドシナ難民の受入れは、外務省から委託を受けた(財)アジア福祉教育財団難民事業本部及びその出先機関の国際救援センターが中心となって行われている。

現在、日本が難民を受け入れて20年以上が経過し、難民の家族呼び寄せにも終了の兆しが 見られることから、近い将来、呼び寄せ事業が終了し、それに伴い、受入れ施設が廃止され ることも予想される。

インドシナ難民にとって、日本での生活習慣への対応、日本語習得に伴う困難、戦争によって教育の機会が奪われたために母語の字を読めない人がいること、戦争によって受けた精神的な傷など、未だに解決していない問題は多い。

このような状況のもと、母語のわかる人が常駐している相談窓口が必要であるが、現状で は、相談窓口が不足している。

また、受入れ施設のように、インドシナ難民の心のよりどころとなる居場所や交流の場の 確保についても、今後とも必要なことである。

そこで、今後とも引き続きインドシナ難民支援事業を継続し、相談窓口の増設や居場所・ 交流の場の確保などの支援をさらに充実することを国に要請する必要がある。

(5) 教育文化部会・社会生活部会共通の提言

外国籍住民の行政への参加促進について

提言18 外国籍住民から直接意見を聴くための外国籍県民かながわ会議のような場が国及び 県内市町村に広がるようにするなど、外国籍住民の行政への参加促進に努める。

(理由・背景)

外国籍県民かながわ会議や川崎市外国人市民代表者会議は、外国籍住民が、直接、行政に 意見を述べるには、非常に有意義な会議である。

私たちは、外国籍県民かながわ会議の委員として、教育問題から身近な社会生活の問題まで、幅広く協議を行ってきた。

協議してきた問題のうち、県の事業は、直接、県に改善を提言することができるが、国や 市町村の事業は、県から国や市町村に要望を伝えてもらうことしかできない。

国や市町村にとって、その政策を検討する際に、直接、外国籍住民の意見を聞く場を設けることは、必要なことと考えられるとともに、外国籍住民にとっても、国や市町村に直接意見を伝えることは、非常に大切なことである。

そこで、外国籍県民かながわ会議のような場が国及び県内市町村に広がるように努めた リ、外国籍県民かながわ会議を活用し、県内各市町村担当者と外国籍住民が意見交換する 場を設けるなど、外国籍住民の行政への参加促進に努める必要がある。

相談体制の充実について

対応言語は制約されてしまう。

提言19 教育やDV(ドメスティック・バイオレンス)などについて、外国籍県民が気軽に 母語で相談ができるようにするなど、外国籍県民の立場に立った相談システムの整備を推進 する。

(理由・背景)

現在、県、市町村には、外国籍県民のための総合的な相談窓口が設置されているが、教育やDV(ドメスティック・バイオレンス)については、母語で相談できる専門の窓口がない。かながわ県民センターなどでは、外国人相談窓口と教育相談窓口、DV相談窓口が設置されているため、両方の連携が一層進めば、より利用しやすい相談窓口となる可能性はあるが、

その他、教育に関しては、日本語、教科の学習のほか、母語教育、アイデンティティ教育の問題、DVに関しては、離婚後の在留資格や経済的自立の問題といった外国籍県民ならではの問題があるため、相談を受ける際には、外国籍県民特有の問題を十分に理解し、その解決に当たる必要がある。

そこで、以上のことを踏まえ、神奈川県としては、教育やDVに関して外国籍県民の立場に立った相談システムの整備を推進する必要がある。

なお、第1期の提言を踏まえ、設置されたかながわ外国人すまいサポートセンターは、NGO、外国籍県民が中心となって運営しており、相談受理件数も多くなっている。

これは、行政が運営しているのではないため、外国籍県民が気軽に相談ができ、相談の受け手も、外国籍県民の立場に立ち、フットワーク良く問題解決に当たっているためだと考え

られる。

また、NGO等が運営する相談業務においては、行政が行う相談より柔軟に、より多くの言語に対応できる。

そこで、相談体制の充実を検討する際には、かながわ外国人すまいサポートセンターのようなシステムづくりについても、検討すべきである。

情報の伝達方法について

提言20 情報伝達について、市町村やNGOと連携をとりながら、外国籍県民に確実に情報が伝わる方法を確立する。

提言21 インターネットの県ホームページに、外国籍県民にとって必要な情報を多言語で掲載する。

(理由・背景)

パンフレット、冊子などによる情報提供は、配付場所に出向かないと入手できないこと、 作成部数に限りがあるため、情報が必要な人すべてに配付されない場合があるなど、行政が 情報を発信しても、受け手に伝達されていないことがある。

そこで、パンフレット、冊子などを配付する場合には、すべて配付してしまうのではなく、必ず閲覧用サンプルを外国籍県民の目につきやすい場所に設置したり、外国籍県民を支援するNGOを通じて、どのような情報がどこにあるかを伝達する方法を確立するなど、市町村やNGOとも連携をとりながら、外国籍県民に確実に情報が伝わる方法を確立することが必要である。

また、インターネットの県ホームページに、外国籍県民にとって必要な情報が多言語で掲載されていれば、必要な時に、必要な情報を入手できるため、非常に便利である。

さらに、今後は、IT化の進展に伴い、電子政府、電子申請の動きが活発化すると予想される。

そうした中、速やかに、県ホームページの多言語化を推進することが必要である。

なお、身近なところでインターネットを利用できない外国籍県民のため、県や市町村の窓口等に、インターネットを簡単に利用できる端末を設置することについても、同時に検討すべきである。

2 外国籍県民自身に対する提言

アイデンティティの確立について

提言 1 外国籍の子どもたちが民族としてのアイデンティティを確立するため、外国籍の大人がアイデンティティを確立するための教育の必要性を認識し、子どもに民族の生活や文化を教える必要がある。

(理由・背景)

外国籍の子どもたちが、学校や社会で生き生きと、自分に自信を持って生活していくためには、自分の民族・文化に誇りを持ち、自分が何者であるかを理解して、自分のアイデンティティを確立することが必要である。

外国籍の子どもがアイデンティティを確立するためには、当然、学校や地域社会で多文化 共生を受け入れる環境が整っていなくてはならない。

そのため、行政に対しては、多文化共生教育を推進し、いろいろな国・民族の生活や文化を受け入れられる環境をつくるよう提言している。

しかし、行政で環境は整えられたとしても、子どもがアイデンティティを確立するための 教育を行えるのは、親や同一の国・民族の大人だけである。

そこで、外国籍の大人が、子どもたちのアイデンティティを確立することの必要性を認識 し、外国籍の大人が日常生活の中で、あるいは、同一の国・民族で構成するコミュニティ活 動を利用して、子どもに民族の生活や文化を教える必要がある。

子どもの教育の必要性の認識について

提言 2 外国籍の親は、子どもの教育の必要性を認識し、子どもが教育を受けられるよう努めなければならない。

(理由・背景)

第1期では、各市町村の教育委員会に対し、時期を逸することなく、就学案内が確実に外国籍県民に伝わるよう、入学の意思の確認を含めて、十分な配慮をし、親と子どもたちに、できるかぎり学校教育を受けるよう働きかけるべきであると提言した。

しかし、日本における外国籍児童の不就学率は、30%近くになるとの推計も一部にあるなど、未だ深刻な問題である。

このことから、第2期では、この提言に対して、さらなる取り組みを行うよう要請している。

その一方で、短期滞在を予定している場合、日本においての教育を重要視していなかったり、仕事が忙しく、生活するのに精一杯で、子どもの教育にまで手が回らない外国籍の親がいることも事実である。

子どもの教育については、学校だけでなく、親にも責任がある。

そのため、外国籍の親は、教育の必要性や重要性を理解し、それを子どもに教えていかなくてはいけない。

オールドカマーとニューカマーの連携について

提言 3 オールドカマーの経験をニューカマーに伝えられるシステムや互いに学びあうシステムを作るべきである。

(理由・背景)

オールドカマーの人たちは、日本において、様々な問題や困難を乗り越え、現在に至って いるが、今なお、抱えている問題が存在している。

現在、ニューカマーの人たちが直面している問題は、オールドカマーの人たちが以前に直面した問題と同じものが多い。

また、今、オールドカマーの人たちが抱えている問題に、将来的にはニューカマーの人たちが直面する可能性が高いと考えられる。

そこで、オールドカマーの経験をニューカマーに伝えられるシステムや互いに学びあうシステムを作るべきである。

積極的な地域参加について

提言 4 外国籍県民自身が、もっと積極的に地域参加すべきである。

(理由・背景)

行政に対して、第1期では外国籍県民の地域参加促進について、第2期では「総合的な学習の時間」への外国籍県民の参加推進について取り組むよう提言している。

外国籍県民が、積極的に身近な地域の行事や学校の授業に参加し、日本人と外国籍県民との相互理解が進むことにより、多文化が共生する社会の実現につながる。

そこで、外国籍県民自身も、地域の行事や身近な学校の「総合的な学習の時間」などに、もっと積極的に参加すべきである。

また、地域の行事に参加する際には、個人で参加するだけではなく、同一の国・民族で構成するコミュニティで参加するなど、多くの人が交流できるようすべきである。

3 さらなる取組を期待する第1期会議の提言

外国人学校について

提言2 外国人学校への助成を充実させる。

(理由)

外国人学校は、学校教育法第1条に規定する学校(1条校)とは認められていないため、 1条校と同等の教育内容と教育水準が確保されているにもかかわらず、1条校と同程度の助 成が受けられない。

そこで、外国人学校に対する助成について、県から国への働きかけを強めるとともに、県の助成を引き上げるよう第1期では提言した。

この提言に対して、県では、近年の財政状況から大幅な助成の増額は難しいとの立場を取っている。

県財政の状況については私たちも十分理解しているが、県としても、第1期の提言の趣旨 を良く理解し、再度その対応について検討すべきである。

自主的な教育活動の支援について

提言3 外国籍児童・生徒への自主的な言語教育活動の支援を市町村教育委員会へ要請する。

(理由)

第1期では、外国籍児童・生徒に対する母語や日本語の教育を行う際の場所が不足しているため、学校の空き教室などを気軽に使用できるよう市町村教育委員会へ働きかける必要があると提言した。

たしかに、学校に併設されているコミュニティセンターなどは、以前より、利用しやすくなっている。

しかし、コミュニティセンターが併設されていない学校の空き教室については、母語教室 など、定期的に利用することができない場合がある。

そこで、県は、市町村教育委員会に対して、学校の空き教室などを気軽に使用できるよう 一層の働きかけを行うべきである。

就学案内の充実について

提言 5 就学案内を多言語またはルビ付きにするとともに、時期をのがさず、ひとりひとりに確実に伝わるよう市町村教育委員会に要請する。

ニューカマーの子どもの教育への配慮について

提言 6 ニューカマーの外国籍県民に対し、子どもの教育をおろそかにしないよう関係各方面 に働きかけるとともに、子どもに対しても不登校や学習の遅れを防ぐため、十分な配慮を行う よう市町村教育委員会に要請する。

(理由)

第1期では、各市町村の教育委員会に対し、時期を逸することなく、就学案内が確実に外国籍県民に伝わるよう、入学の意思の確認を含めて、十分な配慮をし、親と子どもたちに、できるかぎり学校教育を受けるよう働きかけるべきであると提言した。

しかし、日本における外国籍児童の不就学率は、30%近くになるとの推計も一部にあるなど、未だ深刻な問題である。

そこで、県は、市町村教育委員会に対して、義務教育を受ける日本国籍児童・生徒と同様に、外国籍児童・生徒についても不就学を防ぐよう一層の働きかけを行うべきである。

外国人の教員採用における国籍要件の撤廃について

提言 7 外国人の教員採用において、常勤講師ではなく、教諭としての採用に途を開くため、 文部省局長通知を改めるよう国へ働きかけるとともに、県教育委員会に対しても教諭として採 用するよう要請する。

(理由)

第1期では、学校運営への参画が、国家統治作用に関係するとは考えられず、この国籍要件の存在により国際理解教育を進めるべき学校現場で外国人の就職差別が生み出されている現状は、共生の地域社会づくりの精神に反するものであり、法制度上の理論としても、外国人にとって矛盾と疑問を感じざるを得ないため、教諭としての採用に途を開くべきであると提言した。

この提言に対して、県では、国に要望することは難しいとの立場を取っている。

しかし、神奈川県としては、第1期の提言の趣旨を良く理解し、再度、その対応について 検討すべきである。

外国籍県民の地域参加の促進について

提言 8 県内のすべての公共施設について、多文化共生の視点から外国籍県民に利用しやすいよう配慮するとともに、特に国際関係施設については、外国籍県民の参画のもとに運営を行うことにより改善を図る。

(理由)

外国人との交流を目的とする国際交流施設や場が設置されていても、外国人の意見がとり 入れられる仕組みになっていない。

そこで、第1期では、こうした施設の運営組織に外国籍県民が参画できるようにし、その 意見を反映することにより、「国際交流」ではなく、「多文化共生」の視点から運営を行う よう、関係団体に働きかけるべきであると、この提言の後段で述べている。

しかし、その運営方法が改善されているとは、感じられないので、再度、県から一層の働きかけを行うべきである。

出入国管理制度について

提言13 永住資格の付与について、次の2項を早急に措置するよう国へ要望する。

- (1) 日本国籍を有する者と一定期間婚姻関係にある外国籍県民については、無条件に永住 資格を付与すること
- (2) 日本において一定期間特定の分野で就労した場合には、円滑に永住資格を付与すること

提言14 再入国許可制度の撤廃について国へ要請する。

(理由)

第1期では、出入国管理及び難民認定法に基づく永住資格の付与については、法務大臣(入国管理局)の裁量範囲が大きく、認定の基準が不明確であることから、特に早急に措置すべき事項として、一定期間の婚姻関係や就労関係がある場合の永住資格の付与及び再入国許可制度の撤廃について国に要請する必要があると提言した。

現在、国では平成12年3月24日に告示された出入国管理基本計画(第2次)に基づき、出入国管理政策の見直しを進めている。そのため、見直しの中で上記の第1期の提言が反映されるようより一層の働きかけを行うべきである。

4 提言以外で協議・提案された事項

以下の項目は、第2期外国籍県民かながわ会議で、何回かにわたり協議したが、具体的な提言として盛り込むには至らなかったり、提案があったものの協議できなかったものである。

[協議された事項]

在留資格について

在留許可の根拠、基準が法務省の裁量になっており、不明確である。在留資格の基準を明確 化して欲しい。

子どもの居場所について

子どもにとっては、学校、家庭、社会のどこにも居場所がない。「心のよりどころ」となる 居場所を作らなくてはならない。

住民票について

住民票には、外国籍の家族について記載されない。何らかの形で、記載すべきである。 (中間報告後、改善の方向で検討が進んでいるため、最終報告には盛り込まなかった。)

オーバースティについて

不法滞在の外国人に対し、人道的立場から支援できることがないか検討すべきである。

[提案されたが協議されていない事項]

神奈川県教育委員会制定「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針」 の改訂について

年々、外国籍県民が増加し、その国籍も多様化している中、主として韓国・朝鮮人を対象と した教育基本方針の見直しを検討すべきである。

教育基本法の改正について

外国籍住民の子どもの教育に配慮するよう教育基本法を改正すべきである。

外国籍県民のためのソーシャルカウンセラー及び組織の設置について

外国籍県民からの相談に対して、相談を受けるだけでなく、責任を持って問題を解決できる カウンセラーや組織の設置について検討すべである。

母国で取得した免許について

母国で取得した医師、教員などの資格を日本でも認められるようにすべきである。

5 会議活動状況

(1) 会議開催状況

回	日時(場所)	協議内容
1	2000.11.23(祝) 14:00~17:00 (地球市民かながわ プラザ)	・ 正副委員長を選出した。 ・ 事務局から、会議の概要及び第1期最終報告等を説明し、 今後の会議の進め方について意見交換を行った。
2	2000.12.16(土) 13:00~16:00 (地球市民かながわ プラザ)	・ 第1期会議の最終報告を第1期から引き続いて再任された 委員が新委員にレクチャーし、それに対する意見交換を行った。 ・ その他、多言語による情報提供の充実、ニューカマーのた めの母語教育、外国人犯罪の報道のあり方、在留・永住資格、 法廷通訳の充実、外国人の地域参加の促進、外国人学校問題な どについて意見交換を行った。
3	2001.2.4(日) 14:00~17:00 (小田原市川東 タウンセンター マロニエ)	・ 委員及びNGO会議委員が、在日朝鮮人の民族教育の歴史と今日的課題、ニューカマーの子どもの教育の現状・問題点等について説明した。 ・ 両委員の説明を踏まえて、オールドカマーとニューカマーのそれぞれの立場から協議を行った。 ・ 教育文化部会と社会生活部会を設置した。
4	2001.3.17(土) 13:00~16:00 (地球市民かながわ プラザ)	・ 教育文化部会と社会生活部会に各委員を振り分けた。 ・ 事務局から、第1期最終報告の提言に対する措置状況について説明し、それを踏まえて、地域参加、母語の習得、国際教室、多言語情報の提供、オーバーステイ、在留資格等について協議した。
5	2001. 5 .19(土) 13:00~16:00 (地球市民かながわ プラザ)	・ 教育文化部会では、母語教育の必要性、母語教室への場の 提供(学校や公共施設等)、国際理解教室をはじめとした学校 の教育制度などについて協議した。 ・ 社会生活部会では、事務局から在留資格について説明した 後、在留資格の根拠、外国人登録証常時携帯の必要性などにつ いて協議した。また、外国人の印鑑登録の表記が市町村によっ て不統一(ローマ字、カタカナ)であることから、その現状を 事務局が調査することとした。 ・ 本年4月にオープンした外国人すまいサポートセンターの 現状を報告した。

回	日時(場所)	協議内容
6	2001.6.16(土) 13:00~16:00 (地球市民かながわ プラザ)	・ 教育文化部会では、委員 2 名が国際教室、母語教室及び学習教室の見学会並びに国際教室担当者連絡会への参加を報告し、それをもとに、日本語協力者の問題、国際教室と国際理解教育、外国籍の親の教育に対する認識の現状、NGOとの連携等について協議した。 ・ 社会生活部会では、外国人登録証の常時携帯、外国人の印鑑登録、DV(ドメスティック・バイオレンス)、医療通訳、情報伝達等について協議した。 ・ 委員が、外国人すまいサポートセンターの経過報告を行った。
7	2001. 7 .14(土) 14:00~17:00 (地球市民かながわ プラザ)	・ 事務局から、横浜教区滞日外国人と連帯する会見学会の報告を行った。 ・ 教育文化部会では、ニューカマーの問題について、キーワード(親の教育、子どもの居場所、日本語派遣教師、母語・母語文化、異文化理解)をもとに協議した。 ・ 社会生活部会では、外国人の印鑑登録の様式統一、DV(ドメスティック・バイオレンス)、生活ガイドブック等の効率的な作成方法等について協議した。
8	2001. 9 .15(土) 13:00~16:00 (地球市民かながわ プラザ)	・ DV(ドメスティック・バイオレンス)について、県人権 男女共同参画課から説明を受けた。 ・ 両部会において、中間報告(案)の文言整理等を行った。 ・ 社会生活部会では、DVの説明をもとに、議論を深めた。 ・ オープン会議を12月に実施することを決定した。
9	2001.11.17(土) 13:00~16:00 (地球市民かながわ プラザ)	・ 中間報告提出(10/31)の状況及び当会議とNGOかながわ 国際協力会議との意見交換会(10/13)の状況について報告した。 ・ オープン会議で意見を聴くテーマについて協議した。 ・ 今後の協議課題について意見交換を行った。
10	2001.12.16(土) 13:30~16:00 (大和市生涯学習 センター) <オープン会議>	・ 中間報告について説明し、会場から意見を聴いた。 ・ そのほかに、教育、国の制度等の問題、身近な問題について、会場から意見を聴いた。

回	日時(場所)	協議内容
11	2002. 2 .16(土) 13:00~16:00 (地球市民かながわ プラザ)	・ 高校見学(ひばりが丘高校・神奈川総合高校)の報告を行った。 ・ 外国籍生徒の教育について、県立寛政高等学校教頭から同校の取組について講義を受けた。 ・ オープン会議で出された意見の扱いについて協議した。 ・ 年金問題、労働問題、情報提供の方法について協議した。
12	2002.3.16(土) 13:00~16:00 (地球市民かながわ プラザ)	・ (財)神奈川県国際交流協会から、国際教室等における教材整備のための検討委員会の概要について説明があった。 ・ 教育文化部会では、各委員が最終報告に向けた協議項目を検討した。 ・ 社会生活部会では、年金問題、情報提供の方法、難民の問題等について協議した。
13	2002. 5 .18(土) 13:00~15:30 (地球市民かながわ プラザ)	・ 教育文化部会では、県立大師高等学校非常勤講師から外国籍生徒(主としてオールドカマー)の現状と課題について講義を受けた後、最終報告に向けた提言項目案について協議を行った。 ・ 社会生活部会では、部会長が、DV(ドメスティック・バイオレンス)に関する報告を行った後、年金、外国籍県民への情報提供の方法、運転免許の審査基準、インドシナ難民の現状と課題について、協議を行った。
14	2002. 6 .15(土) 13:00~16:00 (地球市民かながわ プラザ)	・ 教育文化部会、社会生活部会とも、最終報告に向けた提言 項目案について協議を行った。 教育文化部会…国際教室、多文化共生教育、外国籍の子ども のアイデンティティ等 社会生活部会…年金問題、国際免許、DVについて 等
15	2002.7.13(土) 13:00~16:00 (地球市民かながわ プラザ)	・ 教育文化部会、社会生活部会とも、最終報告に向けた提言 文案について協議を行った。 教育文化部会…国際教室設置要件の緩和、多文化共生教育の 推進、外国籍の子どものアイデンティティについて等 社会生活部会…年金脱退一時金の充実、印鑑登録の基準の統 一化、住民票への外国人登録者の記載等

回	日時(場所)	協議内容
16	2002.9.14(土) 13:00~16:00 (地球市民かながわ プラザ)	・ 最終報告の提言説明文及び最終報告書について協議を行った。

(2) 調査活動

回	日時(場所)	調査内容
1	2001.5.19(土) 8:30~10:00 (海老名市立柏ケ 谷中学校)	・ 海老名市立柏ケ谷中学校の「総合的な学習の時間」における国際理解教室に講師として委員3名が参加し、委員2名が視察した。
2	2001.5.28(月) 10:00~12:00 (大和市立下福田 中学校)	・ 大和市立下福田中学校の国際教室を委員4名が視察した。
3	2001.6.9(土) 12:20~19:30 (横浜市立潮田 中学校及び県営 いちょう団地)	・ IAPE[イアペ]母語教室(横浜市立潮田中学校内)及び多文化まちづくり工房学習教室(県営いちょう団地内)を委員3名が視察した。
4	2001.7.14(土) 10:00~12:00 (川崎市幸区)	・ 横浜教区滞日外国人と連帯する会を委員6名が視察した。
5	2002.1.16(水) (県立ひばりが丘 高等学校及び 神奈川総合高等 学 校)	・ 在県外国人特別募集枠を設置している県立ひばりが丘高等 学校及び神奈川総合高等学校を委員8名が視察した。

(3) 広報活動 (ニュースレター「ボーダーレスかながわ」の発行)

発行月	主 な 内 容
2001.3 (No.5)	・ 第2期外国籍県民かながわ会議のスタートについて ・ 第2期外国籍県民かながわ会議委員の紹介
2001.9 (No.6)	・ 学校等見学会の概要について・ 第2期外国籍県民かながわ会議の協議経過について・ かながわ外国人すまいサポートセンターのオープンについて
2002.3 (No.7)	・ 中間報告の提出について ・ オープン会議開催結果について
2002.10(予定) (No. 8)	・ 知事への最終報告の提出について・ 最終報告の主な内容について・ 2年間の任期を振り返って

6 委員名簿

氏 名		在住・在勤地	性別	国 籍	備考
	潘民生	横浜市在住	男性	中 国	委員長
	アルベルト パラシオス	横浜市在勤	男性	ペルー	
±≠-	金廣照	横浜市在住	男性	韓国	
教	孔 琦	横浜市在住	女性	中国	
育	コンサワン ブンタン (入 月 文 恵)	大和市在住	女性	ラ オ ス	
化	呉 愛群	横浜市在住	女性	中 国	部会長
部	沢 井 律	大和市在住	男性	カンボジア	
会	チュン ティ トゥイ チャン	横浜市在住	女性	ベトナム	
	裵 安	横浜市在住	女性	朝解	副委員長
	三浦明朗	横浜市在住	男性	ブ ラ ジ ル	
	石 間 フロルデリサ	大和市在住	女性	フィリピン	
	ウィルソン ヘザー	鎌倉市在住	女性	カナダ	副委員長
社	呉 圭 祥	川崎市在住	男性	朝解	
会	川 瀬 スージー 良 美	清川村在住	女性	ブラジル	部会長
生	志 賀 ギゼリンデ	鎌倉市在住	女性	ドイツ	2001.11~
活	スラパッス クレカンチャナー	寒川町在住	女性	タ イ	
部	ホイセス ロッドニー	葉山町在住	男性	アメリカ	
会	マウゴジャータ ホソノ	川崎市在住	女性	ポーランド	
	劉南德	相模原市在住	女性	韓国	
	王 近衛	横浜市在住	男性	中 国	

辞任 マイサラ アフィーフィ 川崎市在住 男性 エ ジ プ ト 2001.9辞任